

◎佐賀県条例第25号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年佐賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(特別休暇)</p> <p>第22条 職員が次の各号のいずれかに該当した場合は、それぞれ当該各号に定める期間の特別休暇を与えることができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 裁判員、証人、鑑定人、<u>参考人等</u>として官公署に出頭する場合 略</p> <p>(3)～(11) 略</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第22条 職員が次の各号のいずれかに該当した場合は、それぞれ当該各号に定める期間の特別休暇を与えることができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 裁判員、証人、鑑定人、<u>参考人</u><u>その他人事委員会規則で定める者</u>として官公署に出頭する場合 略</p> <p>(3)～(11) 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。